

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用への展望—

第16回
完

政府への提言

NTTデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット アソシエイトパートナー **大野 博堂**

本連載の最終回となる本稿では、これまで述べてきた、おもに民間事業者側の課題を振り返るとともに、番号制度に関する政府への提言を行う。

個人番号・法人番号の普及の後押し

これまで述べてきたように、民間事業者において番号収集・保管事務には相応のコストがかかるが、個人番号・法人番号を有効活用することによる恩恵は多岐にわたる。とりわけ金融機関においては、法人番号を活用した融資モデルの高度化や個人番号に紐づく情報に基づくイベント・ペースド・マーケティング等、新たなビジネスモデルの

構築も期待される。

その一方で、民間事業者の目はどちらかというと直近の番号収集・保管事務にどう対応するかに向いており、その後の有効活用を見据えた検討・取組みには至っていないようだ。

まずは政府において、番号の利活用方法の構想・発信を継続的・徹底的に行っていただきたい。民間事業者において番号の具体的な利活用方法をイメージできるのは2016年1月の番号利用開始以降と思われることから、16年以降のしかるべきタイミングで政府が民間事業者にヒアリングを行い、番号を有効活用している事例をとりまとめ、情報公開することな

どが望ましい。有効活用事例は自由に利用可能とされる法人番号を用いた事例に限定されるものの、将来の個人番号利用においても参考となろう。

また、国・地方公共団体で届出書等への法人番号の記載を義務付けること、法人に関する情報でオープンデータとして公表可能なものは法人番号を付記して公開すること、民間事業者に対して法人番号をあらゆる商取引の証跡に付すよう義務付けること等も、民間事業者が法人番号を活用した新たなサービスを創造する一助になる。

さらに、個人情報保護に十分に配慮し、国民の理解を得ることが前提となるが、行政が保有

する特定個人情報の民間活用が可能となるような規制緩和を図り、最終的には民間事業者において本人同意を前提に個人番号をキーとした情報連携・情報活用が可能となるような制度整備が進められるべきと考える。これに際しては番号法に加え、個人情報保護法や番号法等の改正もあわせて検討する必要がある。

個人番号カードの普及の後押し

現状の番号制度における個人番号に係る本人確認において、個人番号を確認するための書類としては、個人番号カードだけではなく、通知カードや個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書等も認められており、必ずしも個人番号カードを取得・提示する必要はない。しかしながら、本人確認書類の種類を削減し、社会コストを低減させるため、将来的に通知カードを廃止して個人番号カードに一本化すべきと考える。これにより本人確認等の手続きがシンプルになるだけではなく、国・地方公共団体・民間事業者

においても電子的な処理による事務手続の正確性向上や作業効率向上が期待でき、住民等への迅速なサービス提供が実現されよう。

国民生活に欠かすことのできない民間サービスにおいて、個人番号カードを活用することも効果的だ。とくに金融機関の店頭には日々多くの顧客が来店するため、金融機関における個人番号カードの利用機会が増加すれば、個人番号カードの普及を促進することができる。政府においても個人番号カードを用いたATMでの預金引出等の具体的なサービスを検討しているが、個人番号カードを利用することによって国民がさらなるメリットを受けられるよう民間事業者と連携して検討を行うことを通じ、民間事業者が個人番号カードを利用することの意義をより実感させるようにしていただきたい。

番号収集・保管事務に係る負担軽減の支援

国民における番号申告手続の負担、民間事業者における番号

収集・保管事務負担の軽減も求められる。複数の金融機関と契約している個人の場合、取引金融機関の数だけ番号提供依頼を受けることになりかねず、それらすべてについて個人番号の提供に係る申告書に記入して本人確認書類の原本または写しを同封して返送せねばならないといったシーンが想定される。現状の法制度では、国民が一つの書類に記載した個人番号を複数の金融機関で共同利用することは、本人の同意があつたとしても認められていない。これは国民からの個人番号の収集率にも影響を及ぼすと想定されることから、早急に番号の共同利用を認めるべきだ。

また、申告を拒否する者や個人番号の誤記・取違え等により、民間事業者が過度な負担を負わない仕組みが必要だ。とくに申告を拒否する者が出ることに備え、申告が義務であることを番号法に明示する等の法改正を行い、民間事業者側のみに義務が課せられることのないようにすべきである。

個人番号の変更が発生するこ

とも想定されるため、金融機関は本人からの自発的な個人番号変更届の提出を待つだけではなく、ある程度の期間において定期的に変更の有無を問合せる必要があると考えられる。毎年顧客とコンタクトをとる事務があれば、それに個人番号の変更有無の問合せを上乗せする等の方法が考えられるが、いずれにせよ番号収集に係る事務負担が継続的に発生することから、なおのこと民間事業者の負担軽減に配慮することが求められる。

とりわけ番号法施行規則においては、本人確認措置で用いることが可能な書類等について、現時点では「個人番号利用事務実施者の認めるもの」との記載が多くなっている。「個人番号利用事務実施者」とは、税であれば国税庁や地方公共団体となるが、本稿執筆時点ではまだいづれからも具体的な基準は明示されていない。この「個人番号利用事務実施者の認めるもの」において民間事業者が過重な負担を負わないよう合理的な手段をとることを認める、といったことも有効である。

* * *

以上、全16回にわたり、番号制度の概要、番号制度の影響と対処策、政府動向、民間活用の展望等について述べてきた。目前に迫った義務的対応に向けて、システム改修だけではなく、番号収集や個人番号の廃棄を始めとする新たな事務負担が生じる。金融機関における番号制度対応の負荷、ひいてはわが国全体の社会的コストを抑制するためには、たんなる規制対応にとどまらない中長期的な視点に立った制度設計が、国・地方公共団体・民間事業者に求められる。

本年9月に公表された「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」においては、まだマイナンバー対応に係る記載がない。しかし、金融界においても重要な課題となることが明らかでない。平成27事務年度の基本方針策定を待たずに、別途システム対応の進捗状況や事務フローの定義状況などを継続して確認する仕組みを講ずることも必要ではないだろうか。